

令和3年度 東京都内部統制評価報告書について（概要）

◆東京都(知事部局)の内部統制の取組について評価を行い、「令和3年度 東京都内部統制評価報告書」を作成

(1) 評価対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(2) 評価基準日

令和4年3月31日

(3) 対象事務

知事の担任（知事部局）する事務のうち財務に関する事務（区分：会計・物品・契約・財産）

(4) 評価結果

東京都の財務に関する事務に係る内部統制は、
評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用

◆東京都監査委員が同評価報告書を審査し、「令和3年度 東京都内部統制評価報告書審査意見書」を作成

(1) 東京都監査委員の審査意見

東京都内部統制評価報告書は、
評価手続に沿って評価が行われており、評価結果に係る記載は相当

【参考】 内部統制について ①内部統制とは

(1) 根拠

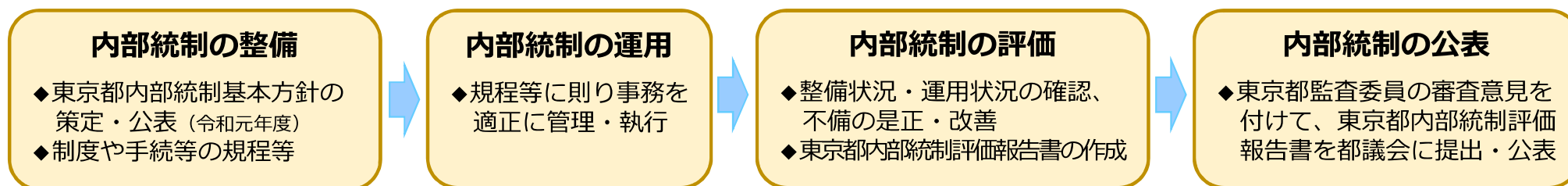
地方自治法第150条（令和2年4月1日施行）

(2) 目的

法令はもとより、都において整備した各種規程や制度等を遵守して、財務に関する事務の適正な管理及び執行に着実に取り組むとともに、規程等の整備状況及び運用状況について、毎年度、東京都内部統制評価報告書として都議会に提出し、都民に公表することにより、信頼される都政の実現を目指す。

(3) 取組内容

- ・ 内部統制は、整備・運用・評価・公表の4つの段階からなる取組
- ・ 従来からの財務に関する事務の適正な管理及び執行に向けた取組に、東京都内部統制基本方針の策定・公表、東京都内部統制評価報告書の議会提出・公表を加え制度化



【参考】 内部統制について ②内部統制の意義

(1) 「優先して防ぐべき事務処理の誤り」の設定による、より効果的かつ効率的な業務の遂行

- ・「優先して防ぐべき事務処理の誤り」を設定し、それに留意して日々の業務を遂行することで、より効果的かつ効率的な業務の遂行が可能に。

(2) 職員一人ひとりに対する意識づけの浸透と、組織としての対応

- ・日々の業務遂行過程において、職員一人ひとりに、「優先して防ぐべき事務処理の誤り」を意識しながら、規程等にのっとり事務の適正な管理及び執行を日々励行するという意識づけが浸透
- ・業務遂行過程において「優先して防ぐべき事務処理の誤り」の発生を把握した場合には、速やかに是正し、原因を分析し、再発防止を図るなど、組織として対応

(3) 発生局以外の部署の関与

- ・内部統制の評価の過程において、把握した「優先して防ぐべき事務処理の誤り」の是正・原因分析・再発防止の状況を、当該事務処理の誤りの発生した局以外の部署（制度所管部門・総務局）でも確認
- ・発生した「優先して防ぐべき事務処理の誤り」からの学びを全庁的に共有することで、より一層の再発防止に寄与

(4) 都政の信頼性の向上に寄与

- ・東京都監査委員による東京都内部統制評価報告書の審査
- ・同評価報告書の都議会への提出・公表

【参考】 内部統制について ③内部統制推進体制（令和3年度）

役割	職
内部統制最高責任者	知事
内部統制最高責任者代理	副知事（総務局担当）
内部統制の実務的な責任者	総務局長

部署		役割
内部統制推進部局	総務局コンプライアンス推進部推進担当	・ 内部統制の整備及び運用を全庁的に推進
内部統制評価部局	総務局コンプライアンス推進部評価担当	・ 内部統制の整備状況及び運用状況を評価
制度所管部門	全庁的な内部統制 総務局総務部 総務局人事部 総務局コンプライアンス推進部 生活文化局広報広聴部 デジタルサービス局総務部・戦略部	・ 事務の適正な管理及び執行の基盤となる全庁的な内部統制の体制について所管規程等の整備を行うとともに、当該規程等の趣旨及び目的を周知徹底
	業務レベルの内部統制 【会計】 会計管理局管理部会計企画課 【物品】 会計管理局管理部会計企画課 【契約】 財務局経理部総務課 【財産】 財務局財産運用部総合調整課 ※	・ 所管業務に係る内部統制の整備の推進並びに内部統制の整備状況及び運用状況の自己評価
各 局		・ 日々の適正な業務の励行 ・ 事務の運用状況を確認し自己評価

※準公営企業会計において、別に制度が設けられている場合には、次のとおりとする。

会計名	制度の所管課
病院会計	病院経営本部経営企画部財務課
中央卸売市場会計	中央卸売市場管理部財務課
都市再開発事業会計	都市整備局総務部経理課
臨海地域開発事業会計・港湾事業会計	港湾局総務部財務課